

マネジメントシステム認証機関 各位

公益財団法人日本適合性認定協会

CB 認定ユニット

FSSC 22000 Version 6 発行に伴うマネジメントシステム  
認証に関する認定の移行要領 - 補足文書 -

0. 序文

0.1. 背景

公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「本協会」という）と FSSC 22000 スキーム（以下、「本スキーム」という）オーナーである FSSC 財団（以下、「財団」という）は、本スキームの円滑な運用を実現するための連携を随時行っている。

本協会と財団との FSSC 22000 Version 5.1 に基づく認定から FSSC 22000 Version 6 に基づく認定へ移行するために行う審査（以下、「移行審査」という）の運用に係る連携の過程において、本協会より照会を行った事項、及び認証機関より本協会に照会のあった事項に関連して 2023 年 10 月末までに財団より本協会へ移行審査に係る以下の追加手順が示された。

0.2. 財団表明

0.2.1. 新設サブカテゴリ特別措置

FSSC 22000 Version 5.1 における（旧）フードチェーンサブカテゴリ CII に該当する組織のうち、FSSC 22000 Version 6.0 における（新）フードチェーンサブカテゴリ BIII に相当する組織を FSSC 22000 Version 5.1 において既に認証登録している、また FSSC 22000 Version 5.1 における（旧）フードチェーンサブカテゴリ CI に該当する組織のうち、FSSC 22000 Version 6.0 における（新）フードチェーンサブカテゴリ C0 に相当する組織を同様に既に認証登録している本協会から FSSC 22000 認証に関する認定を既に受けている認証機関（以下、「認証機関」という）に限っては、該当するフードチェーンサブカテゴリの拡大認定審査を FSSC 22000 Version 6.0 移行再認定プロセスから分割することなく実施することを推奨する。

<原文>

As the realignment of the subcategories (C0 and BIII) is only for organizations who are already qualified for CI and CII, and who already have certified organizations in these scopes, we recommend the realignment is done during the V6 accreditation process, and not as a separate scope extension after V6 accreditation.

## 0.2.2. ペットフードの取扱い

Version 6 においてペットフード個別の範囲認定はありません。C サブカテゴリの Version 6 認定を取得している機関は、ペットフードの審査も実施することになります。ペットフードは、現在 C カテゴリに含まれもはや独立したサブカテゴリではないため、財団はペットフード認定を除外することを推奨していません。例えば、サブカテゴリ CIV のカテゴリ C 認定を受けた機関は、缶詰製造の経験を持つ審査員を有し、缶詰のペットフードと人用缶詰を同様に審査することができるはずです。

各機関は、当該組織に関連する製品、プロセス及び法規制を理解する有能な審査員を派遣することを確実にするための体制を整備することが引き続き要求され、さらに各機関は、ペットフードに関する能力をカバーするために技術専門家を利用することもできます。

<原文>

Pet food does not have separate accreditation for V6. A CB that holds V6 accreditation for category C subcategories, will be accredited to deliver pet food audits as well. We would not recommend that pet food is excluded, as it now falls under the relevant C Category, and is not a separate sub-category anymore. A CB with category C accreditation for sub-category CIV for example, with auditors who have canning experience, should be able to deliver audits for canned pet food and canned human food alike.

The CB would still be required to have a system in place to ensure they send competent auditor(s) who understand the products, processes and legislation relevant to the organization, and in addition a CB could also use a technical expert to cover the competency for pet food.

## 0.3. 対応

REQUIREMENTS V6 UPGRADE PROCESS (First issue, 01 April 2023)から読み取ることの難しい財団からの上記 2 つの追加表明を受け、本協会は、財団からの新しい手順の明確な伝達と円滑な運用を確実にする目的で 認証機関 に対して本補足文書を発行することとした。

## 1. 適用範囲

### 1.1. 適用

本補足文書は、「23-認シス第 0029 号 FSSC 22000 Version 6 発行に伴うマネジメントシステム認証に関する認定の移行要領」及び「23-認シス第 038 号 ISO 22003-1 2022 への食品マネジメントシステム認証に関する認定の移行要領（改 1）」の双方（以下、併せて「移行要領」という）を併せて適用して実施する認定の移行審査のうち、「1.2 対象機関」で示す各特別措置適用の条件に合致する認証機関（以下、「対象機関」という）に対する 旧基準 に基づく認定から 新基準 に基づく認定へ移行するために行う審査及び関連する審査後の処置を補足する要領として適用する。

### 1.2. 対象機関

#### 1.2.1. BIII 特別措置

本補足文書発行日以前に、FSSC 22000 Version 5.1（以下、「旧基準」という）に基づく認証審査において、FSSC 22000 Version 6.0（以下、「新基準」という）で新設されたフードチェーンサブカテゴリ BIII に相当する認証を、旧基準における CII として登録していた実績を持つことを実証できる認証機関

#### 1.2.2. C0 特別措置

本補足文書発行日以前に旧基準に基づく認証審査において、新基準で新設されたフードチェーンサブカテゴリ C0 に相当する認証を、旧基準における CI として登録していた実績を持つことを実証できる認証機関

#### 1.2.3. （旧）DII 特別措置

本補足文書発行日以前に旧基準における DII a) 及び DII b) の認定を有しない認証機関

## 2. 関係文書

### 2.1. 引用文書

次に挙げる基準は、本補足文書と矛盾する場合を除き、変更することなく適用する。

引用文書と本補足文書が矛盾する場合があります。また本補足文書で示した条件と合致する場合には、次に掲げる引用文書よりも本補足文書の規定が優先される。

- ・ 23-認シス第 038 号 ISO 22003-1 2022 への食品マネジメントシステム認証に関する認定の移行要領（改 1）

### 2.2. 移行審査の基準

補足事項無し。

### 3. 移行の手順

対象機関は、移行要領の規定に加え、以下の要領で移行審査を受けなければならない。

#### 3.1. 移行期限

補足事項無し。

#### 3.2. 移行審査の時期

##### 3.2.1. 移行審査の開始

認証機関は本補足文書 1.2.1 (BIII 特別措置) 及び 1.2.2 (C0 特別措置) への合致の有無を確認し、確認の結果を 2023 年 11 月 10 日までに本協会に通知すること。

また、確認の結果合致することが判明した認証機関（以下、「対象機関」という）は、対象の確認された適用範囲（BIII 及び/又は C0）も併せて本協会に通知すること。

通知先は、3.2.3. に示す E-mail による。

加えて対象機関は、以下 3.2.2. に従い補足資料を提出すること。この場合、移行要領に基づく移行関連文書に加えて補足資料の受付完了後、順次移行審査を開始する。

##### 3.2.2. 補足資料の提出

本補足文書 1.2.1 及び 1.2.2 の対象機関は以下の補足資料を 2023 年 11 月 15 日までに提出すること。補足文書の提出が期日までに間に合わない場合、提出時期を別途調整する。

なお、補足資料は以下 a) ～ f) のどれに該当する文書か分かる形式にて、または補足資料の何れが以下 a) ～ f) の何れに該当する文書であるかを対比できる別記解説資料（例：対比一覧表など）を添えて提出すること。

また、以下の項目について、移行要領に基づく移行関連文書と同一の文書となる場合は、その旨を明記するまたは既提出意資料の何れが以下 a) ～ f) の何れに該当する文書であるかを対比できる解説資料（例：対比一覧表など）を添えることにより、重複して提出する必要はない。

- a) 旧基準に基づく認証審査において、新基準で新設されたフードチェーンサブカテゴリ BIII に相当する認証を旧基準における CII として登録していた実績の有無
- b) 旧基準に基づく認証審査において、新基準で新設されたフードチェーンサブカテゴリ C0 に相当する認証を旧基準における CI として登録していた実績の有無
- c) a) 及び / 又は b) の実績があると特定した根拠を示す手順及び該当する場合はその記録
- d) a) 及び / 又は b) の実績に対して実施するフードチェーンサブカテゴリ再特定の手順及び該当する場合はその記録

- e) 次の(1)～(5)の事項に留意し、c) 及び d) の適用が対象機関のマネジメントシステムに反映されていることを示す文書又は記録（含む、フードチェーンサブカテゴリの再特定に対応したシステム文書、新基準とシステム文書との対照表）
  - (1) ISO 22003-1：2022 要求事項
  - (2) 新基準及び移行プロセスに関する要求事項
  - (3) 新基準に関する被認証組織への通知情報
  - (4) 認証機関の全ての要員に対する教育・訓練（手順及び記録）
  - (5) 認証審査員の資格（手順及び記録）
- f) 非認証組織のフードチェーンサブカテゴリ再特定関連業務完了までの計画

### 3.2.3. 補足資料の提出先

補足事項はなく「移行要領」で示す以下のとおり。

公益財団法人 日本適合性認定協会  
CB 認定ユニット CB 業務担当 クライアントサービス担当  
E-mail: cs-cb@jab.or.jp

## 3.3. 移行審査

### 3.3.1. 移行審査の方法

補足事項無し。

### 3.3.2. 標準審査工数

本補足文書にかかる工数追加は実施しない。

### 3.3.3. 移行審査報告

補足事項無し。

### 3.3.4. 不適合

補足事項無し。

### 3.3.5. 認定の移行に関する決定及び認定の授与

新基準への認定の移行には、移行審査で適用されることが確認された場合、本補足文書の対象とするフードチェーンサブカテゴリの範囲変更が含まれる。

また、1.2.3（(旧) DII 特別措置）が適用される場合のフードチェーンサブカテゴリの範囲変更は以下が適用される。

適用範囲（固有）： FSSC 22000, Version 6.0  
認証の名称及び規格： 食品安全システム認証 22000  
FSSC 22000, Version 6.0

認定範囲：

クラスタ 2 人及び動物用食品の加工

カテゴリ C 食品，原料及びペットフードの加工

- － CI : 腐敗しやすい動物性食品（を製造するため）の加工
- － CII : 腐敗しやすい植物性食品（を製造するため）の加工
- － CIII : 腐敗しやすい動物性食品及び植物性食品（混合製品）の加工
- － CIV : 常温保存食品の加工

ただし、CI における 動物性原料のみによるペットフードの加工、CII における 植物性原料のみによるペットフードの加工、CIII における 腐敗しやすい動物性・植物性混合材料におけるペットフードの加工、及び CIV における 常温保管するペットフードの加工 を除く

### 3.3.6. 食品安全マネジメントシステム の認定範囲変更

新基準への認定の移行について、移行審査で適用が確認された場合、又は確認されなかった場合には 食品安全マネジメントシステム の認定範囲変更が同時に適用される。

#### a) FSSC（新）サブカテゴリ BIII 適用が確認された場合

適用範囲（固有）： ISO 22003-1 : 2022  
認証の名称及び規格： 食品安全マネジメントシステム  
ISO 22000 : 2018

認定範囲：

B 農業又は作物の取扱い

ただし、BIII 作物の加工前の取扱い に限る<sup>※1</sup>

※1：ISO/TS 22003 : 2013 のカテゴリ B 認定保有機関の場合、カテゴリ B に含まれる全サブカテゴリが認定されることになるため、同限定は付かない。

#### b) FSSC（新）サブカテゴリ C0 適用が確認されなかった場合

適用範囲（固有）： ISO 22003-1 : 2022  
認証の名称及び規格： 食品安全マネジメントシステム  
ISO 22000 : 2018

認定範囲：

C 農業又は作物の取扱い

ただし、C0 畜産・水産－第一次処理 を除く

c) FSSC (旧) サブカテゴリ DII a) 及び DII b) の認定を有していなかった場合

適用範囲 (固有) : ISO 22003-1 : 2022  
認定の名称及び規格 : 食品安全マネジメントシステム  
ISO 22000 : 2018

認定範囲 :

**C 農業又は作物の取扱い**

ただし、CI における動物性原料のみによるペットフードの加工、CII における植物性原料のみによるペットフードの加工、CIII における腐敗しやすい動物性・植物性混合材料におけるペットフードの加工、及び CIV における常温保管するペットフードの加工を除く

4. 認定移行後の対応

4.1. (旧) DII 特別措置

4.1.1. (旧) DII 特別措置の適用

0.2.2 に示される財団からの方針を考慮し、本補足文書における 1.2.3 ((旧) DII 特別措置) に合致する機関のうち、FSSC サブカテゴリ CI, CII, CIII, CIV, 及び/又は FSMS カテゴリ C のペットフード認定除外 解除を希望する対象機関には以下の特別処置を適用する。

4.1.2. 適用期間

4.1.1 特別措置の適用は、23-認シス第 038 号 ISO 22003-1 2022 への食品マネジメントシステム認証に関する認定の移行要領 (改 1) 及び本補足要領に基づいた移行審査の認定承認後から 2025 年 03 月 31 日までに実施する定期審査 (事務所審査) (以下、「移行後定期審査」という) と併せた実施に限る。

(旧) DII 特別措置単独の審査は実施しない。

4.1.3. 適用除外

移行後定期審査において、ペットフードの認定除外解除に関連する部分に限っては JAB MS200 付属文書.B. (マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足手順ー食品安全システム認証 22000 及び JFS-C 認証ー) の規定 10. 認定の拡大は適用除外とする。

#### 4.1.4. 特別措置の開始

この（旧）DII 特別措置の適用を希望する対象機関は、適用を希望する定期審査（事務所審査）の3か月前までに、本協会に、適用される範囲（FSSC サブカテゴリ CI / CII / CIII / CIV, 及び/又は FSMS カテゴリ C の全部または一部）を通知するとともに、以下 4.1.5 に示す補足資料を提出すること。

なお、通知及び補足資料の提出先は、3.2.3 に示す E-mail による。

#### 4.1.5. 補足資料の提出

ペットフード認定除外解除を希望する対象機関は、以下の補足資料を対象となる定期審査の事前資料提出に係る規定に則って追加で提出すること。

本補足文書 3.2.2. (補足資料の提出) e) に示す関連文書のうち、以下に該当する文書及び記録

e) 次の(1)(2)(4)(5)の事項に留意し、ペットフードの除外解除が機関のマネジメントシステムに反映されていることを示す文書又は記録（含む、ペットフードの除外解除に対応したシステム文書、新基準とシステム文書との対照表）

(1) ISO 22003-1 : 2022 要求事項

(2) 新基準~~（及び移行プロセス）~~に関する要求事項

~~(3) 新基準に関する被認証組織への通知情報~~

(4) 認証機関の全ての要員に対する教育・訓練（手順及び記録）

(5) 認証審査員の資格（手順及び記録）

#### 4.1.6. 書類調査

ペットフード認定除外解除特別処置に関連して事前提出された文書及び/又は規則の書類調査は、適用される定期審査の工数に含めて実施する

#### 4.1.7. 追加工数

ペットフード認定除外解除特別処置に必要な工数：0.5 m/d を適用される定期審査（事務所審査）へ追加する。

#### 4.1.8. 組織審査立会

原則、ペットフード認定除外解除特別処置に関連した組織審査立会は実施しない。

#### 4.1.9. 審査報告

対象となる定期審査報告に含め、JAB 200 第 6.8 項 に準じて実施する。

#### 4.1.10.不適合

対象となる定期審査の不適合処置を含め、JAB 200 第 6.9 項 及び同第 11 項に定める手順にて取り扱う。認定範囲のペットフード認定除外解除が授与されるに先立ち、すべての不適合は解決されていなければならない。

#### 4.1.11.認定除外解除に関する決定及び認定の授与

認定除外解除に関する決定は、対象となる定期審査と併せて認定委員会が行う。

該当する審査で（旧）DII 特別措置を適用可能であることが確認された場合、本特別措置の対象とするフードチェーンサブカテゴリの範囲変更が含まれる。

また、（旧）DII 特別措置）が適用されることが確認された場合のフードチェーンサブカテゴリの範囲変更は以下が適用される。

適用範囲（固有）： FSSC 22000, Version 6.0  
認証の名称及び規格： 食品安全システム認証 22000  
FSSC 22000, Version 6.0

認定範囲：

クラスタ 2 人及び動物用食品の加工

カテゴリ C 食品，原料及びペットフードの加工

- － CI : 腐敗しやすい動物性食品（を製造するため）の加工
- － CII : 腐敗しやすい植物性食品（を製造するため）の加工
- － CIII : 腐敗しやすい動物性食品及び植物性食品（混合製品）の加工
- － CIV : 常温保存食品の加工

#### 4.1.12.食品安全マネジメントシステム の認定範囲変更

新基準への認定の移行について、（旧）DII 特別措置で適用が確認された場合、食品安全マネジメントシステム（FSMS）の認定範囲変更が同時に適用される。

適用範囲（固有）： ISO 22003-1 : 2022  
認証の名称及び規格： 食品安全マネジメントシステム  
ISO 22000 : 2018

認定範囲：

C 農業又は作物の取扱い

## 5. 新たに認定を申請する認証機関

### 5.1. 補足文書の適用除外

本補足文書に該当しない機関は、移行審査時に新基準で新設されたフードチェーンサブカテゴリ BIII 及び フードチェーンカテゴリ C 全てに適用可能な認証機関のマネジメントシステムに反映されていることを示す文書又は記録を整備していた場合でも、23-認シス第 038 号 ISO 22003-1 2022 への食品マネジメントシステム認証に関する認定の移行要領（改 1）に基づいた移行審査後の認定範囲拡大申請、申請に基づく文書レビュー・事務所審査・立会審査\*が必要となる。

※ 立会審査は省略とする場合がある

以上